



府食第154号

令和2年 2月26日

食品安全委員会委員長 佐藤 洋 殿

研究・調査企画会議

事前・中間評価部会 座長 山本 茂貴

令和2年度食品安全確保総合調査課題（案）について

このことについて、令和2年2月12日に開催した令和元年度研究・調査企画会議事前・中間評価部会（第8回）における審議の結果、別添のとおり取りまとめましたので、報告いたします。

(別添)

令和 2 年度

食品安全確保総合調査課題（案）について

令和 2 年 2 月

食品安全委員会 研究・調査企画会議
事前・中間評価部会

令和２年度食品安全確保総合調査課題（案）

＜調査課題名＞

食品中の化学物質への複合ばく露に関する情報収集調査

＜調査の概要＞

食品安全委員会では、食品中に存在する可能性のある食品添加物、残留農薬等の化学物質のリスク評価を実施している。一方、日々摂取する食品中には多数の化学物質が混在している場合も多いことから、ヒトは同時に複数の化学物質にばく露されていることになる。このような化学物質の複合ばく露による健康影響に対しては、消費者からそのリスク等についての不安や意見・問合せが食品安全委員会に寄せられている。

食品中に含まれる化学物質の複合ばく露による健康影響について、食品安全委員会は、平成 18 年度に「食品添加物の複合影響に関する情報収集調査」及び「農薬の複合影響評価法に関する文献調査」を実施した。食品添加物、農薬ともに、ヒトの摂取レベルは低く、健康影響が生じる可能性は低いとの結論であった。

一方、国際的な課題となっている、食品中に含まれる化学物質の複合ばく露による健康影響の評価に関して、性質が類似する化学物質のグルーピング方法、ハザードの特定方法、ばく露量の推定方法などの進展がある。リスク評価のフレームワークについては、欧米諸国や国際的なリスク評価機関において積極的に進められている。

このため、最新の知見の整理・分析を行い、食品健康影響評価技術の検討や国民に対する適切な説明等に当たって活用する。

＜調査課題名＞

海外のリスク評価機関における評価結果等に関する調査

＜調査の概要＞

2018 年 12 月に改正された農薬取締法に基づき、2021 年度から農薬の再評価制度が開始される。これに伴い、食品安全委員会は、リスク管理機関からの諮問を受け、既登録農薬の再評価を行うこととなる。

我が国で再評価が予定されている農薬に関し、再評価制度を先んじて導入していた海外のリスク評価機関である欧州食品安全機関（EFSA）及び米国環境保護庁（EPA）でのこれまでの再評価に関する情報は、我が国での再評価に向けて、大変有益である。このため、本調査では、両機関における、これまでの評価書及び再評価の関連文書を農薬（有効成分）ごとに収集し、それらを整理する。

＜調査課題名＞

加熱調理の科学的情報の解析及び画像の開発

＜調査の概要＞

食中毒の原因となる微生物（細菌及びウイルス）及び化学物質（自然毒等）に汚染され、かつ、十分に加熱調理されていない食品を食べたことによる食中毒事件は、年間約 1,000 件発生し、患者数は約 20,000 人に上る。このような食中毒を防ぐためには、店舗、家庭等の調理段階で食材を適切に加熱することが必要である。食品安全委員会はこれまで、消費者、食品事業者等に向け、科学的情報及び画像を用いて、適切な加熱の重要性の理解を促進してきた。一方、近年低温調理を代表とする新しい調理法が開発され広く紹介されているが、適切な加熱がされていないことが原因と考えられる食中毒が発生している。

そこで本調査では、低温調理を含む種々の調理法を用いて、食材を変えた場合の調理工程の様子、調理品内部の加熱の状態等について、わかりやすい画像情報を開発・収集するとともに、画像が得られた時の調理条件を科学的情報として解析する。

得られた画像及び科学的情報の解析結果等は、食品安全委員会のリスクコミュニケーションに用いるとともに、希望する行政機関等に提供する。

＜調査課題名＞

疫学研究で得られた用量反応データへのベンチマークドーズ法の適用に関する調査

＜調査の概要＞

ベンチマークドーズ（Benchmark Dose：BMD）法は、動物試験や疫学研究で得られた化学物質のばく露量と、当該物質によりもたらされる影響の発生の頻度又は量との関係（用量反応関係）全体に、数学的関数（数理モデル）を当てはめて得られた関数（用量反応曲線）から、バックグラウンド反応から一定の反応量の変化（Benchmark Response：BMR）をもたらし化学物質のばく露量であるBMD及びその信頼区間を算出する方法である。

食品安全委員会では、本年度、同法のさらなる活用に向けて、食品健康影響評価において動物試験で得られたデータに同法を適用する場合のガイダンスを策定したところであり、来年度以降、評価技術企画ワーキンググループにおいて、疫学研究で得られたデータ（以下「疫学データ」）に同法を適用する際の考え方や手順をガイダンスとして整理する予定である。

しかしながら、疫学データにBMD法を適用する手順等の標準化に当たっては、研究対象集団、ばく露量の推定方法、交絡因子の調整内容等データの妥当性を確認する手順、BMRの設定の考え方等多くの論点が存在する。このため、上記ガイダンスの作成に当たっては、海外のリスク評価機関等が、疫学データにBMD法を適用する際の考え方や手順等を整理した資料や、疫学データにBMD法を適用した事例に関する資料等が有用な情報となりうるものの、それらの内容を網羅的に整理した情報はない。

このような状況を踏まえ、本調査においては、疫学データへのBMD法の適用に関する資料を網羅的に収集、整理し、食品安全委員会が同法のさらなる活用を図る上での基礎情報を得ることを目的とする。

＜調査課題名＞

食品安全委員会が行うリスクコミュニケーションに関する意識調査

＜調査の概要＞

食品安全委員会が行うリスクコミュニケーションは、消費者の食品安全に関連する様々な意思決定が、偏った情報に左右されず、科学的根拠に基づき合理的に行われるよう支援することを、目標の一つとしている。また、食品安全に関する様々な関係者が、ともに考え、相互に立場を理解し、信頼を確保することも目標とするが、このためには、食品安全委員会が、その役割とともに認知されていることが重要となる。

こうした目標に向けて、現状を把握し、より効果的なリスクコミュニケーション手法を検討する際の基礎とするため、主に一般消費者を対象に、食品安全委員会が行うリスクコミュニケーションに関する意識調査を行う。

具体的には、まず、消費者の意思決定がどのように行われているかを把握するため、食品の安全性に関するハザードごとのリスク認知状況と、その背景として、食品の安全性の確保に関する仕組みの認知状況や、各種情報源への信頼状況等を調査する。また、関係者相互の信頼状況を把握するため、食品安全委員会の認知度等を調査する。これらを調査するアンケートの実施に先立って、関連文献調査やフォーカスグループインタビュー等を実施し、そこで得られた知見を踏まえて、アンケートでの質問項目を設定する。

設定された項目に従ってインターネットアンケートを実施した上で、一連の調査結果を分析し、食品安全委員会が行うリスクコミュニケーションに関する現状と課題を整理し、今後の検討に資するため、本調査事業を実施する。